

第4期 小浜市地域福祉計画(概要版)

1. 計画の趣旨 (P2、3)

福祉を取り巻く情勢は、高齢世帯や単身世帯の増加、孤独死やひきこもりなどの社会的孤立、8050問題、虐待の問題など複雑多岐にわたり、対象者ごとの制度では解決が難しい問題が生じており、生活課題に対応する支援の充実が求められています。

地域福祉計画は、「地域」という視点で、福祉に共通する課題を整理し、地域住民みんなで、支援を必要とするさまざまな方の生活を支えていくことを目指す計画です。

2. 経緯 (P3)

国においては、従来の縦割りの支援や支え手、受け手という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業者などが主体的に課題を捉え、地域を共につくっていく「地域共生社会」を推進するため、平成30年4月に社会福祉法を改正しました。

さらに、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月に社会福祉法を改正し「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

3. 地域福祉計画における記載事項 (P3)

社会福祉法第107条において、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)を策定するよう努めるものとされています。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

上記に基づき、地域住民や社会福祉関係者が主役となって、生活全般にわたる福祉向上を図る目的で、小浜市地域福祉計画を策定します。

4. 計画の期間 (P6)

令和4年度～令和8年度(5年間)

5. SDGsの理念 (P6)

SDGsの理念「誰一人取り残さない 持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、地域福祉の考え方と深く関係することから、本計画は、SDGsの理念を踏まえたものとします。

第4期 地域福祉計画の概要

■計画の目標

【基本理念】(P23)

みんなが活躍できる 地域のしあわせ

基本理念は、第6次小浜市総合計画が示す将来像「みんなで描く、悠久の歴史と風土が活きるまち」に基づいています。地域福祉を推進するためには、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて一人ひとりが生きがいや役割をもって、助け合いながら「みんな」が活躍できる地域づくりが必要であり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようなまちを目指します。

【基本目標】(P24)

(1) 自らの健康づくり・共に支え合うきずなづくり→(人・土台づくり)

豊かな食文化を活かし、食育を大切に健康づくりを進めます。

自らの健康は、自らつくると意識の醸成を図り、健康づくりや介護予防、ボランティアなどの生きがいづくりを推進します。

みんなが暮らしと生きがい、地域をともにづくり、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、人とひとのつながりを深め、支え合う社会づくりを進めます。

そのために、近所づきあいや地域活動に自ら参加し、子どもから高齢者、障がいのある人がお互いに思いやり、見守る、「地域ぐるみ」の支え合い活動の推進に取り組みます。

(2) 安全・安心な地域づくり→(地域力・ネットワークの強化)

防災や防犯、地域での助け合いなど、連携が必要不可欠となっており、そのネットワークづくりに努めます。(防災意識の向上、地域防災力の強化)

住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供されるよう、保健、医療、介護、福祉の関係機関やサービス事業所など団体との連携を維持・強化していきます。

さらに、子どもや高齢者、障がいのある人などの孤立や貧困などを見逃さない地域の仕組み(ネットワーク)づくりに努めます。

(3) 暮らしやすいまちづくり→(制度・サービスの充実)

地域住民が抱える課題が複雑化、複合化し、一つの世帯において複数の課題が存在しています。

8050世帯や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーの問題など、これらについて、本市の実態把握に努めるとともに、子ども、障がい、高齢、生活困窮という分野ごとの課題やニーズへの対応について、属性や世代を問わない相談支援体制の構築を目指します。

また、子どもを持つ世帯への子育てに関する支援のさらなる充実や、障がいのある人への支援、高齢者の生活を支えるための福祉事業の推進に努めます。

さらに、認知症やひとり暮らし老人、障がいのある人などに対する成年後見制度の活用など、権利擁護の体制を整備することにより、安心できる暮らしやすいまちを目指します。

■施策の体系（P26）

基本目標	基本施策	具体的な施策	掲載頁		
1 自らの健康づくり・ 共に支え合うきずなづくり	(1) 食育を大切にした健康づくりの推進	健康づくりの推進 疾病予防と早期発見の推進 自立した生活と介護予防の推進	P29		
	(2) 地域住民による支え合い活動	地域におけるボランティア等の養成 地域ボランティアの活躍 民生委員・相談員の活動推進・連携	P32		
	(3) 人にやさしいまちづくりの推進	人にやさしいまちづくり	P34		
	(4) 地域福祉の理解と福祉のこころの醸成	障がい等への理解と啓発 社会福祉協議会の活動推進	P35		
	(5) 地域交流・福祉コミュニティの推進	ふれあいサロンの充実 地域行事への参加・まちづくり協議会の活動推進 地域福祉ネットワークの構築	P36		
	2 安全・安心な地域づくり	(1) 防災や防犯等に対する地域連携	避難誘導體制の強化 福祉避難所の設置 地域・関係機関との連携	P39	
		(2) 地域を支える団体との協働	地域包括ケアシステムの充実 生活支援体制の整備 住まいの確保	P41	
		(3) SOSを見逃さない地域づくり	地域見守りネットワークの構築 こころの健康づくりの推進 子ども・高齢者・障がいのある人への虐待防止	P42	
		3 暮らしやすいまちづくり	(1) 包括的な相談体制の充実	子育て世代包括支援センターの充実	P44
				地域包括支援センターの充実	
				基幹相談支援センターの充実	
	自立促進支援センターの充実				
	包括的な支援体制の整備				
	(2) 福祉サービスの充実	子育て支援の充実	P46		
		障がいのある人への支援の充実			
高齢者への支援の充実					
(3) 福祉サービスの利用者支援と権利擁護の確立	福祉サービス利用援助事業の活用	P47			
	成年後見制度の利用促進				

■本計画の特徴

- P30 ☆ 「自らの健康は自らつくる」という意識の醸成
- P30 ☆ 自らの健康を保持・増進する方への「小浜版インセンティブ」の検討
- P30 ☆ 健康づくりと介護予防の一体的な事業の実施
- P33 ☆ 認知症になっても安心して生活できる環境づくりの推進
- P36 ☆ 感染症対策を講じた地域交流の工夫
- P39 ☆ 再犯の防止等に向けた「社会を明るくする運動」の周知
- P42 ☆ 「自殺対策計画」に基づくこころの健康づくりの推進
- P42 ☆ 「子ども家庭総合支援拠点」の整備と関係機関との連携強化
- P45 ☆ 新・健康管理センターにおける妊娠期から高齢期までの包括的な支援体制の整備
- P45 ☆ 包括的な支援体制の整備に向けた「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた準備
- P46 ☆ 0歳児および1・2歳児の入園希望者増加への対応
- P47 ☆ 成年後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークの構築
- P48 第5章に「小浜市成年後見制度利用促進計画」を章立し策定

■計画の推進に向けて 地域福祉推進体制の整備（P56）

地域住民、関係機関、各種団体、事業者、ボランティアなどが更に協働し、事業を推進していきます。計画の中間年度や最終年度に計画の進捗状況の評価を行い、柔軟に地域福祉を推進していきます。



(厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより)